

各国における食品リサイクル等の実施状況

| 日本 | | 米国 | | 韓国 | | イギリス | | フランス | |
|----------------------------------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 基本情報 | 人口: 12,745万人 面積: 388万km ² | 人口: 30,905万人 面積: 983万km ² | 人口: 6,222万人 面積: 22.5万km ² | 人口: 1,100万人 面積: 36万km ² | 人口: 6,278万人 面積: 53万km ² | 人口: 8,170万人 面積: 36万km ² | 人口: 6,278万人 面積: 53万km ² | 人口: 9,937万人 面積: 45万km ² | |
| 食品廃棄物の発生量 | 1,713万トン(平成22年度:食料、農業、畜産22万トン、食品小売業119万トン、外食産業229万トン、家庭系1,072万トン) | 約490万トン(2010年、製造業除く) | 5,540万トン(2009年:食品製造業約250万トン、小売(卸売、飲食店を含む)3,370万トン) | 約1,400万トン(2006年:食品製造業約210万トン(事業系37万トン、家庭系約30万トン)、学校・病院約260万トン) | 約1,100万トン(2012年3月公表:一般家庭由来:667万トン、外食由来:190万トン、産業製造業171万トン、家庭系1,520万トン) | 約1,100万トン(2012年3月公表:一般家庭由来:667万トン、外食由来:190万トン、産業製造業171万トン、家庭系1,520万トン) | 約1,100万トン(2010年:食品製造業約210万トン(事業系37万トン、家庭系約30万トン)、学校・病院約260万トン) | 約10万トン(2010年:食品製造業171万トン、外食産業約10万トン、家庭67.4万トン) | |
| 一人当たり食品廃棄物排出量(kg/人) | 134 | 約100 | 179 | 約225 | 約135 | 約352 | 約108 | 約108 | |
| リサイクルの定義 | 食品リサイクル法上、飼料化、肥料化、油脂製品化、メタン化、炭化製品化(燃料、還元剤)、エタノール化(リサイクルに含まれ、その他手法、土壤改良材、ゼンバイト燃料、固形燃料等)はリサイクルに含まれない。 | 廃棄物管理法(2007年改正)によると、リサイクルとは、「廃棄物を再使用または、再資源利用するため、再資源化、あるいは再生利用又は再生可能のリサイクルに含まれ、それ以外の手法(土壤改良材、ゼンバイト燃料、固形燃料等)はリサイクルに含まれない。 | 環境保護局(EPA)では、「廃棄物から有用な製品を製造して回収し、新たな製品を製造すること」を定義しており、個別化や肥料化も含まれる。エネルギー回収はリサイクルに含まれず、バイオガス化はエネルギー回収に含まれない。 | EU廃棄物分類組み込み指令(2008)によると、「廃棄物を元の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれるためリサイクルに含まれない。 | EU廃棄物分類組み込み指令(2008)によると、「廃棄物を元の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれるためリサイクルに含まれない。 | EU廃棄物分類組み込み指令(2008)によると、「廃棄物を元の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれるためリサイクルに含まれない。 | EU廃棄物分類組み込み指令(2008)によると、「廃棄物を元の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれるためリサイクルに含まれない。 | EU廃棄物分類組み込み指令(2008)によると、「廃棄物を元の、あるいは他の目的の製品、原料、物質に再生する行為であり、飼料化や肥料化はリサイクルに含まれるためリサイクルに含まれない。 | |
| 食料自給率(カロリーベース: 2009年)※1 | 40% | 50% | 130% | 65% | 93% | 121% | 79% | 79% | |
| 粗粒飼料物自給率(2009年)※2 | 1% | 3% | 118% | 112% | 104% | 157% | 124% | 124% | |
| 施肥量(N成分量: 万トン)※3 | 46 | 22 | 1,149 | 103 | 179 | 205 | 17 | 17 | |
| 都市ごみのコンポスト投入量(万吨)※4(年)※4 | 11 | 25 (2009年) | 1,830 (2010年) | 479 (2009年) | 830 (2010年) | 617 (2011年) | 65 (2011年) | 65 (2011年) | |
| エネルギー供給量(=石油換算量)に占める再生エネルギーの割合※5 | 3.3% | 0.7% | 5.6% | 3.4% | 9.9% | 8% | 33.9% | 33.9% | |
| 再生可能エネルギーに占めるバイオマスエネルギーの割合※6 | 36.1% | 71% | 67.2% | 81.2% | 78.5% | 69.3% | 65.4% | 65.4% | |
| その他 | | | | | | | | | |

【フランスの最近の政策】
 「環境省活動部(TGAP)の埋立関係の引上げと焼却部門の新設」
 「反食品ロス(anti gaspillage)の統一ロゴマーク」
 「企業のCSR活動に反食品ロス取組の登録」
 「最適使用期限表示から推奨表示(～前に食べた方がよいへの変更(2014年末まで))」
 「市民による食品寄付のための1年間の実験WEBサイトの立ち上げ」

埋立のディスインセンティブとして、埋立税が導入されていくが、埋立税の標準税率を2011年から1トン当たり毎年8ボンドずつ引き上げ、少なくとも2014年まで引き上げを継続。埋立税の課税対象者は(納稅義務者)は、処分場の事業者であり、使用者の処分場には廃棄物を処分しようとする者は、処理料金に税金を上乗せして支払うことになる。税率は、通常75ボンド(2013年4月1日時点)である。